

三重県測量設計業白書



社団法人 三重県測量設計業協会
MIE Association of Surveyors and Planners

三重県測量設計業界の未来構築に向けて

信頼される郷土の技術集団を目指して



目 次

第1章 三重県測量設計業界の未来構築に向けて	2
1－1 業界の未来構築に向けて取組むべきテーマ	2
1－2 各テーマについて	4
◇テーマ・I：業界を取り巻く環境基盤の改善	4
①企業倫理と法令遵守の徹底	4
②入札・契約制度の改善	5
③人材の確保育成	8
④空間情報コンサルタントへの挑戦	11
◇テーマ・II：業界の地域における位置づけの明確化と信頼の確保	12
①地域建設コンサルタントの育成方針の構築	12
②社会貢献活動の積極的推進	12
1－3 今後の（社）三重県測量設計業協会の役割	13
1－4 公共事業の発注者に向けて	14
第2章 （社）三重県測量設計業協会 技術研修活動の報告	16
2－1 技術研究会の活動報告	16
2－2 地理空間情報研究部会の活動報告	18
2－3 技術者継続教育（C P D）「技術セミナー」活動報告	20
あ　と　が　き	22

社団法人 三重県測量設計業協会

倫 理 規 定

1. 品質の向上と品位の保持

会員は、社会の進展と複雑多様化する業務に対処するため、常に技術の研鑽に努め、資質の向上と、品位の保持に努め、社会的評価の向上を図らなければならない。

2. 不当競争の禁止

会員は、業務の受注に当たり、不当な競争をしてはならない。

3. 法令等の遵守、名誉保持の義務

会員は、法令、規則、規定その他の定めを遵守し、直接であると間接であるとを問わず、自己又は他の会員、若しくは協会の名誉又は信用を傷つけるような行為をしてはならない。

4. 相互協力

会員は、業務の遂行に当たり、必要のある時は、会員相互の技術提携あるいは専門家の協力を求めるように努めなければならない。

平成17年6月28日施行

刊行に当たって

社団法人 三重県測量設計業協会
会長 勝 真 宏

公共事業の発注機関の皆様方、また協会員の皆様方におかれましては、日頃から当協会の活動に格別のご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

我々地元測量設計業界を取り巻く環境は、公共事業量の大幅削減の中で極めて厳しい状況にあります。入札・契約制度も、これまでの古い構造の変革が迫られ、「企業倫理」「法令遵守」「品質確保」が厳しく求められる中で、今後は、総合評価方式やプロポーザル方式の拡大など、技術力が評価される新しい競争の時代を迎えようとしております。

また、測量分野においては、高度情報化が進む中、「測量法の改正」「地理空間情報活用推進基本法の施行」「公共測量作業規定・準則の改訂」など、急ピッチでIT化が進みつつあります。

このような多様に激変する業界の情勢に対応するため、当協会では平成18年に会員技術者の技術力向上を目的とした「技術研究会」を立ち上げ、さらに、平成19年10月に、情報技術の知識習得を目指した「地理空間情報研究部会」を立ち上げました。また、技術者の継続教育(CPD)を目的とした「技術セミナー」の開催も企画・実施し、技術研修活動に全力を注いで参ったところです。

今回の「三重県測量設計業白書」は、平成19年度の技術研修活動実施報告に合わせて、三重県の測量設計業界は今後どのようにあるべきなのか、またありたいのかという、基本的課題についての方向をとりまとめ、協会会員が一致団結して、未来構築のための環境改善に取り組んでいこうと言う趣旨で、発刊に至りました。また、発注者の方々にも、この社団法人 三重県測量設計業協会の活動の趣旨が伝わり、ご理解を賜ることが出来れば幸せだと考えております。

発注者や社会に信頼される郷土の土木技術集団をめざして、会員全員の努力で、この難しい局面を頑張っていきたいと考えておりますので、今後も関係する皆様の力強いご支援をお願い致します。

平成20年4月

第1章 三重県測量設計業界の未来構築に向けて

1－1 業界の未来構築に向けて取組むべきテーマ

三重県測量設計業界の未来構築に向けてのアプローチは、建コン大手や県外支店企業をライバルとして意識する前に、先ず、県内業界の将来に向けての健全な環境基盤づくりに取組む必要がある。つまり、県内コンサルの新たな競争の舞台づくりである。

言うまでもなく、建設投資がこれほど減少してゆく時代において、県内の業者全員が将来もこのままの姿で、ということは困難であり、再編・淘汰の問題は避けられない。そして、大中小の会社、技術力格差もある中で、それぞれが競争しないで成り立っていこうとすること自体無理である。避けなくてはならないのは、企業の優劣を問わない共倒れである。

また、入札契約制度においては、今後一段と透明性、競争性、公平性が問われ、法令や企業倫理の遵守の徹底が求められるのは必至である。いわゆる脱談合や名義借りなどの問題である。技術競争への流れも加速すると推測される。

「品質確保法」への対応もダンピング対策として重要な意味を持つが、これは知識や想像力と言った技術力が問われることになり、地元の業界にとって試練の一つともなる。しかし、我々は技術力がベースの業種であり、その特性に価値と魅力がある。ミスのない成果品こそ契約の基本条件であり、自由競争や技術力競争を勝ち抜くには、「企業・技術者の高いポリシー」と「高度な技術力」が不可欠と言える。

一方、建コン大手や県外支店業者に対し、地元県内業界は今後どう立ち向かえばよいのであろう。いきなり国交省のテクリスや実績主義の入札制度・評価基準を適用されて、ミックスで競争させられても困る。ここで、大手コンサルと地方業界の「棲み分け」や「県内版の入札制度を」という視点が出てくる。そして、我々の業界は、まだまだ地方の社会経済を支える重要な産業である。地元の若者の就職の場として、また地域の災害時における対応、社会資本の維持管理や更新の問題などは、地域の業者が担う責任分野でもある。つまり、地方の活性化という視点から見れば、「優秀な地方建設コンサル業者の育成」「地方における優れた技術者の確保」等の問題は、地方行政の重要な課題になるはずである。地方行政は、「地域建設コンサルタントの育成」について、その方針を明確にする必要がある時期に来ていると言って良い。そして、このことが我々地方の測量設計業界の一番主張したいことでもある。

以上のような視点から、業界の未来に向けて、我々が取組むべきテーマについて検討してみると、次のようなことになると思う。

＜県内の測量設計業界が未来構築に向けて取組むべき検討テーマ＞

◇テーマ・I：業界を取り巻く環境基盤の改善

- ① 企業倫理と法令遵守の徹底
- ② 入札・契約制度の改善（県内版技術競争制度の構築）
- ③ 人材の確保・育成（技術力の向上・・・）
- ④ 空間情報コンサルタントへの挑戦

◇テーマ・II：業界の地域における位置づけの明確化と信頼の確保

- ① 地域コンサルタントの育成方針の構築に向けての提言
- ② 社会貢献活動の積極的推進

上記のテーマについて、テーマ・Iは業界自らが努力し、変わっていかなければならぬテーマであり、テーマ・IIは社会や行政に理解を求め、地元業界の存在をアピールするためのテーマと言える。我々は、業界の未来の構築に向けて、このテーマ・I, IIをセットとして考え、実現させていく必要がある。

1－2 各テーマについて

◇テーマ・I：業界を取り巻く環境基盤の改善

①企業倫理と法令遵守の徹底

近年の相次ぐ談合事件の摘発により、建設業、建設関連業に対する国民の目は非常に厳しいものになった。国土交通省が平成17年4月に行ったインターネット調査によると、公共事業を必要だと思っている人は80%に達するが、約70%の人が公共事業に悪い印象を持っていると言う結果が出ている。その悪いイメージは、「談合などの不正」「税金の無駄遣い」という点である。我々の業界が国・県民の信頼を取り戻すのは並大抵の問題ではない。

また、入札制度の透明性、競争性が一段と求められる今、法令、企業倫理の遵守は業界の基本的課題である。罰則強化の中、もし談合の摘発を受ければ、企業は倒産に追い込まれるといつても過言ではない。独占禁止法を逃れる手段を研究するのではなく、将来を見据えて、談合問題と完全訣別すべきである。

以前、談合問題が指摘された時、「談合は必要悪」だと業界を擁護する声が聞かれたことがある。これは入札競争が価格競争であるため、話し合いがないと叩き合いになり、経営が立ち行かないと言う側面から出てきた言葉である。つまり、独占禁止法を遵守すると会社が倒産してしまうと言う理屈である。従って、独占禁止法遵守を徹底するためには、会計法を基本とした公共事業の入札競争制度のあり方を見直す必要がある。入札・契約制度の変革がコンプライアンス経営とセットで言われる理由はここにある。

また、これまでの公共事業は、市場競争原理が働かない仕組みになっている。いくら技術力があっても一人勝ちはないのである。その反面、技術力や取り組み姿勢が悪くても、条件さえそろえば入札への参加は可能であり、企業倫理の遵守がおろそかになるのは当然である。技術資格の名義借りの問題は沖縄県だけの問題ではない。

公共事業の品質の確保は、各発注機関担当者の技術力が低下してゆく中で、受注企業の技術者の提案力・技術力がますます重要な鍵を握る。県内企業の成果が悪ければ、発注者は地産地消より、先ず自らの安全・安心を望むことになる。つまり、中央大手や県外支店企業に主たる業務が流れしていく。

また、発注者は「つくる立場から買う立場へ」と変わりつつあり、「調達のあり方」に重点がシフトしてきている。これは、企業の経営内容や陣容、技術力を明らかにして、評価を受けることであり、企業倫理の厳守が求められることもある。

このように、我々地方コンサル業界は「企業倫理の遵守」「法令の遵守」に向けて意識改革を行い、法令を遵守して適正な競争が成り立つ入札競争制度の改善に向けて懸命の努力をすべきである。

②入札・契約制度の改善

淘汰や再編の時代を迎えて、入札・契約制度のあり方は地方のコンサル業界にとって極めて重要な問題である。そして、業界が潰れるか、生きるかの将来の鍵を握っているとも言える。

特に最近の地方行政は、競争の透明性と競争性にのみに重点を置き、談合を防止さえすればいいという観点から「一般競争入札」「予定価格の事前公表」に傾く傾向にある。しかし、業務量が激減する中で、透明性、競争性に主眼をおいた価格競争制度、経営維持の困難な最低制限価格制度に業界の未来はない。

今後の入札・契約制度は、企業倫理と法令遵守に加えて、品質確保（技術力向上のための経費の確保も含めて）と健全な企業経営維持（社員の健全な労働条件と適正賃金の確保）の上に成り立つものでなければならない。即ち、ダンピングをしなくても適正価格で受注でき、真面目に努力する企業が伸びることの出来る入札制度の構築である。これは、価格だけの競争から脱却し、技術力主体の競争に変える事にはかならない。企業が努力してもそれが実らないという、これまでの競争の仕組みを変える必要がある。

技術力の競争は地方業界の技術レベルアップや発注者の安心確保にも貢献するはずであり、ここが重要な点である。

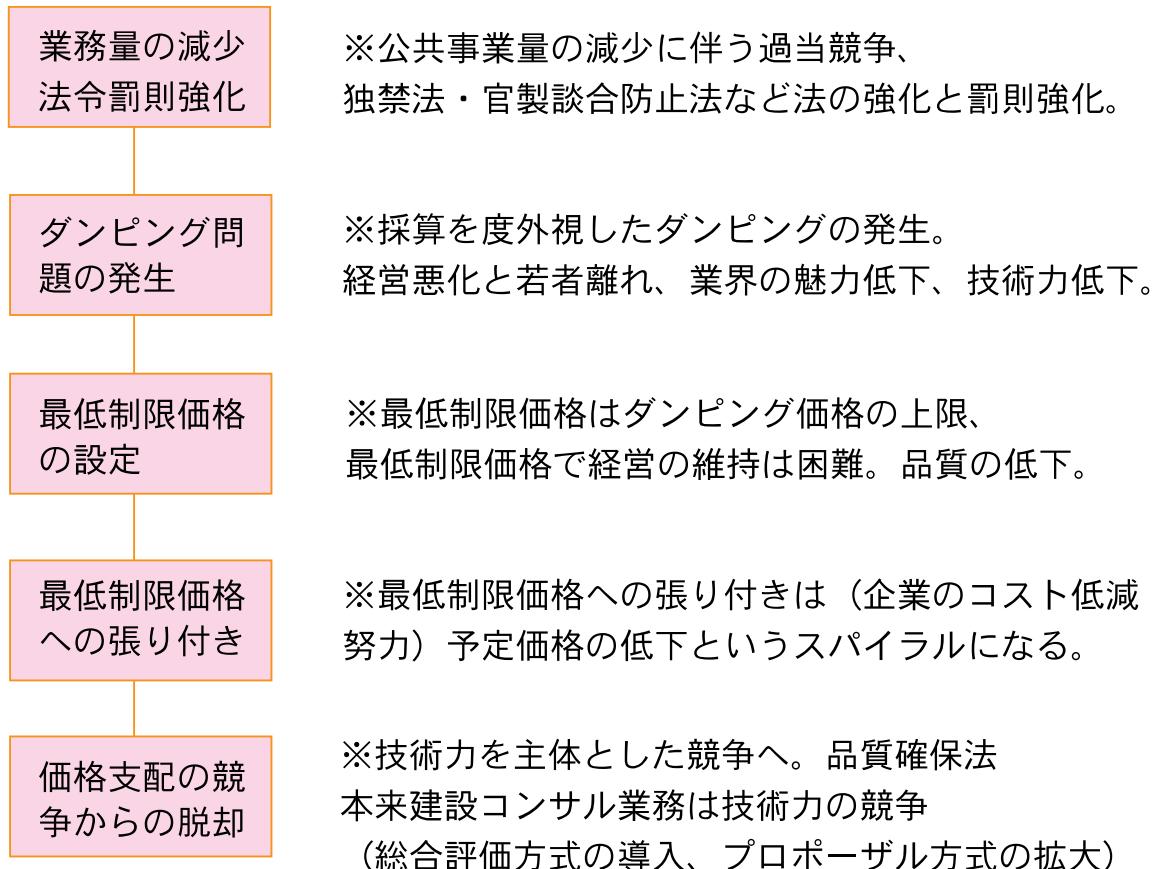
入札・契約制度の改善を巡る流れは一般に【図・1】のようなものである。

「価格競争からの脱却」において、企業にとってはそれぞれ自社の都合や思惑もあり、「品質で評価されるより、ダンピング価格でよい」と言う声も聞かれる。しかし、前述したように低価格競争や最低制限価格の抽選競争に企業の未来はなく、技術競争に備えなければ遅れが取り戻せないことにもなる。

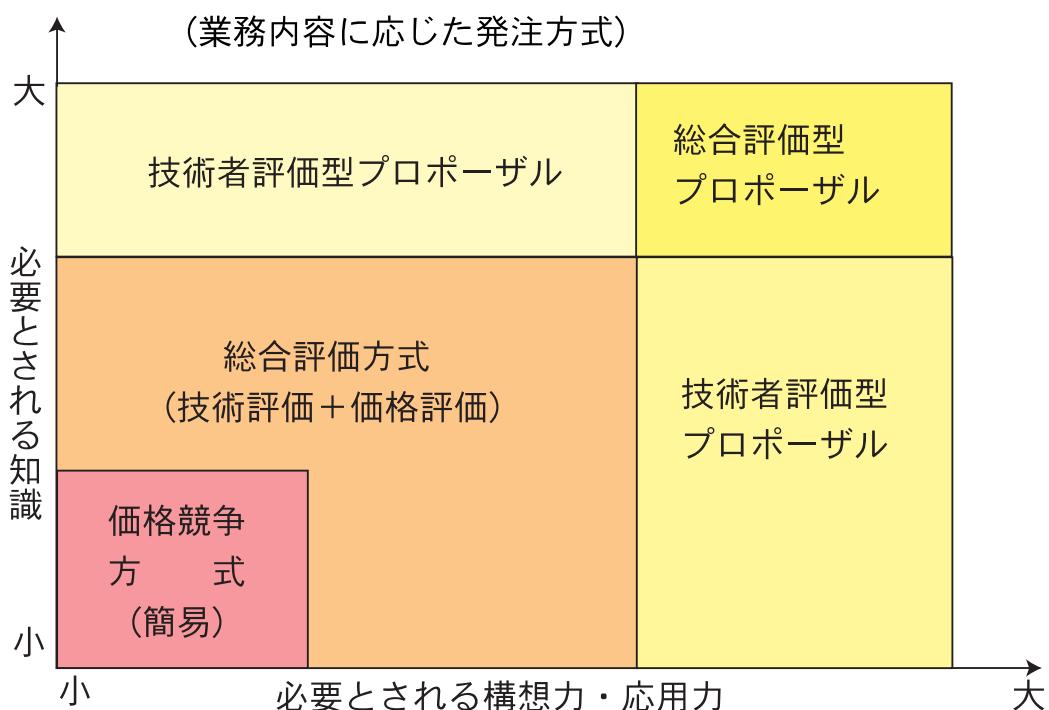
平成17年に施行された「品質確保法」は、主に建設業を対象としたダンピング防止法である。落札者を「価格評価点+技術評価点=総合評価点」で特定しようというものであるが、我々の測量設計業界においても、環境改善を進めるためには、総合評価方式やプロポーザル方式による技術競争を導入・拡大する入札制度の改善を推し進める必要がある。これは、発注者側においても結果的に品質確保や会計検査の苦労が減るはずであり、時代の流れでもある。

従来の価格競争への総合評価方式の導入について、国交省の「業務内容に応じた発注方式」モデルにあてはめると、【図・2】のようなことになる。

【図・1】



【図・2】



この総合評価方式の導入に当たって、我々県内企業が発注者にどうしても要望したいことは、次の点である。

- 地元県内企業は全国版の支店業者に比較して、大規模業務や特殊業務、テクリス登録業務の実績が少なく、技術士資格者数も乏しいため、県内企業対象業務を設定した上で、「県内版」の総合評価方式を導入すること。
- 従来は県外支店企業対象とされた業務でも、条件が満足すれば県内企業を優先指名する。また、このミックスの競争（総合評価方式・プロポーザル方式）においては、県内に本店を持つ企業（県内企業）に「地域貢献度」評価点を加算し、難度の高い業務でも県内企業に受注確保のチャンスを与えること。
- 「県内版」の総合評価方式は、相対評価点にウエートをおき、技術力や経営に優れた企業であれば、業務実績が乏しくても入札に参加出来るように、絶対評価点（実績評価、資格者評価）の条件を高くしない。また、相対評価では担当技術者のヒアリングを行う。
- 価格競争と技術競争は相容れない。技術競争に主眼をおくことが重要であり、価格評価点と技術評価点のウエート比、または価格評価点算出手法は、予定価格の90%以上でも技術評価点で逆転できるような設定が必要。

以上は、特に県・市町の発注業務に対する要望であるが、国の発注機関の入札制度においては、設計コンサルタント業務の研究懇談会などで専門的な検討もなされているため、各工事事務所とのコミュニケーションを大切にし、指導を得ながら、（社）三重県測量設計業協会としての改善・要望活動を展開していく必要がある。

③人材の確保・育成

(1) 人材の確保・育成における課題

建設コンサル企業にとっては、優秀な人材確保・育成がその企業の将来を担保すると言える。特に、品質確保においては、成果品の品質が結果であり、技術者の力量（技術力・経験等）によるところである。

加えて、発注者のアドバイザーとして、また地元と発注者の仲介役として、技術者には技術的専門知識以外にコミュニケーション力やプレゼン力、そして人間力も求められる。

また、我々の業務は工場生産のような流れ作業で行うのではなく、発注者との協議を繰り返しながら、担当技術者の手づくりで仕上げるものである。常に現場や労働環境は変化し、人的資源や経済的資源の乏しい中で業務を切り盛りしていくかなければならない。つまり、業務のマネジメント能力が強く要求される。従って、設計コンサル業務の生産力向上は、業務を遂行する関係技術者の力量にかかっているといってよい。さらに、今後は技術者による技術営業の展開も受注の重要なファクターとなる。

一方、我々地元のコンサル企業は、建設事業の出発点である事業の調査・計画業務にこれまで携わる事が出来なかった。つまり、計画業務は、中央大手コンサルの担当業務として扱われてきた。これは地方コンサルの弱みであり、今日の結果を招いた部分でもある。調査・計画業務を担当しなければ、業務の初期情報は入手できない。従って、県内地元コンサルは将来的には事業計画を担当できる力を身につける必要がある。

以上、人材確保・育成の重要性について述べたが、今、我々の業界は、公共事業量の減少と共に伴うダンピング競争の中で経営が疲弊し、若者の業界離れ、技術者の高齢化と労働環境の悪化、賃金の低下など、人材の確保・育成活動が非常に困難な環境にある。しかし、我々は業界の変革の時代から未来に向けて、これまで以上に人材確保・育成の課題へ緊急な対応が迫られており、特に次の課題について、具体的なビジョンを持つことが求められている。

○【若者が魅力を感じる地方業界の構築】

○【技術者の専門技術力の向上】

○【人材確保における行政との連携】

(2) 課題への対応

○ 【若者が魅力を感じる地方業界の構築】

今後の技術競争時代において地方業界を支えるのは優秀な技術者の確保・育成であり、業界全体として人づくりに真剣に取り組む必要がある。それには、「賃金や労働条件の改善」に対する企業努力、業界として「優秀な人材を評価する仕組みの構築」「大学や高等学校との技術交流や共同研究」「インターンシップの活用」「学会発表などへの挑戦」「資格取得への支援制度」の推進・強化など、若者がエンジニアとしての魅力やプライドを感じる環境を育てる必要がある。

特に「賃金や労働条件の改善」は、企業の受注額の拡大が条件となるものであるが、そのためには、技術と経営を磨き、眞面目に努力すればそれが跳ね返るような競争環境（技術競争の導入）の構築が不可欠である。また、地方業界への技術競争の導入は、地方の技術者の力量を高め、結果的に中央大手コンサルと対峙出来る能力を養っていくことにつながる。

人材確保・育成と受注量の拡大は、入札制度の改善と密接につながっている。

○ 【技術者の専門技術力の向上】

技術者の専門技術力向上は常に求められる課題である。各県測協においても技術研修会などの活動が積極的に行われている。しかし、これからは技術研修会の開催だけでなく、技術者自身がこの厳しい時代を生き抜くために自分たちはどうすべきか、どうありたいのか、そのために何を理解し、何を学ぶ必要があるのかを考える、そのような場や啓発の仕組みを考える必要がある。

このような技術者の意識改革は必ず業界全体の改善に届くはずであり、エンジニアとしての質の向上にも役立つはずである。

また、「新技術」「新工法」「新技術制度・基準」等について、常に情報収集を行い、地方の技術者が情報共有できるようにしておく必要がある。さらに技術者は、その技術情報を官側担当者と連携して共有する必要がある。つまり、地方の「産・官の技術の共有」であり、官側担当者の技術力向上は、我々の業界の環境改善にもつながる。

また、中央大手コンサルに勤めた経験のある優秀なインターン人材の確保も、地方コンサルの技術力向上につながるものであろう。

○【人材確保における行政との連携】

今、官庁職員の不明確な天下りが社会から厳しく非難されている。これは、OBの存在を持って公正な競争を阻害しているという意味では仕方のないことと言える。しかし、その行政マンの行政経験知識や発注者の立場としての経験は、地方コンサルにとって必要なものではないだろうか。無論、その行政マンの資質にもよる。つまり、官製談合という色合いのない人的価値という視点からは、OBの採用は非難されるものではないと思うのである。

前述したように、我々地方コンサルは新規事業の出発点となる調査・計画業務に弱みを持っている。発注者との交渉は発注者の立場にも立った理解が必要である。この弱点を補完し、県外企業から地元企業への発注量拡大を促すためには、官庁退職技術者の県測協での活用が有効ではないだろうか。県測協と発注機関の信頼関係の構築である。この点については、色々な考え方があると思うので、ここでは検討課題として投げかけたい。

④空間情報コンサルタントへの挑戦

昨年「測量法」が改正され、「地理空間情報活用推進基本法」が施行された。「公共測量作業規程準則」の改訂もある。建設C A L Sもセットである。いよいよ高度情報化の流れがスピードアップする。これは測量、G I S技術の問題だけではなく、建設コンサルの業務にも影響する。また、「ジオインフォマチックスの技術」や「リモートセンシングの先端技術」は日々進歩しており、我々地方の測量設計業界は、この情報化に伴う「新技術」「電子化」「標準化対応」の理解に緊急に取り組んでいく必要がある。

情報技術や電子地図作成技術において、今、大方の地方業界は大手中央コンサルに到底かなわないであろう。しかし、「空間」+「位置」の空間情報を扱えるコンサルや測量企業でなければ、その将来は大きく狭まると考えなければならない。つまり、「空間情報コンサルタント」への挑戦である。

空間情報コンサルタントの役割として、日本測量協会会長の村井俊治教授は次のように整理している。

- 「調査・測量」「データ処理・解析」「計画・設計・アセスメント」の三位一体の統括的役割。
- 市民・行政の間に立って、地域密着型の調査・測量・計画・設計・アセスメントができ、いつでも調査・測量のフィードバックが可能
- 空間情報コンサルタントは「地理空間のイノベーター」（快適な地空間を創造するもの）

地域密着型、基盤空間情報の整備・更新などは、県内の測量設計業界企業の出番と考えるべきであり、ここに大手航測会社や建コン業界、ソフト業界、土地家屋調査士など関係する他業界との役割の明確化が重要になってくる。

一方、空間情報コンサルタントには、空間情報を扱うための設備やコンピュータを扱える人的資源も必要で、投資が伴う事も確かである。その点で、県内の業界は、今大きな岐路に立たされていると言える。

◇テーマ・Ⅱ：業界の地域における位置づけの明確化と信頼の確保

① 地域建設コンサルタントの育成方針の構築 (地方活性化に向かっての地域振興対策)

これからの中公事業は、新たなインフラ事業が減少し、維持管理や改良（再建）と言った事業が増大する傾向にある。後者の事業は、単に技術力ではなく地域の状態や情報を的確に理解した調査・設計が求められる。地域の建設コンサルタントは地域や地元に密着し、インフラの維持管理や防災活動という面で地域における社会的価値が高い。

また、地方の測量設計業界は、雇用機会の提供や法人税など地域経済を支える産業としても重要な存在であり、今後もその役割が期待されるものである。従って、地域行政は、直面する受注競争とは別の次元で、地元企業の存続性・振興・育成方針について具体の方策を考える、その時期にある。そして、我々の業界は、その具体方針（新たな企業価値の創設、あるべき地域建設コンサルタントの創造に向かって）の構築を行政に強く求めていく必要がある。

例えば、相当量の県内企業への発注量の確保、中央大手コンサルタントとの発注区分の明確化、JVによる特殊業務への入札参加、施工管理面での県内コンサルタントの活用方策などについて研究し、行政に陳情活動を展開することなどが具体的な課題と言えよう。

② 社会貢献活動の積極的推進

地域社会との信頼の構築は、地元コンサルタント企業を地域に位置づける上で要となるものである。また、県測協は社団法人資格を持つ公益法人であり、その責務としても社会（地域）貢献活動に積極的に取り組む事が求められる。現在、（社）三測協では「災害協定」や「技術研修活動」などが実施されており、他県では「不法投棄の監視活動」などの事例もある。今後は「一般市民団体とも触れあえるフォーラムの開催や環境保全活動」「産官学による共同研究への参加」「出前講座やボランティア授業」など、「社会貢献活動の年間計画」などを立案し、実行することが望まれる。

我々の業界は、長年公共事業を扱ってきた関係で、社会に対する業界のコミュニケーションが苦手である。従って、「社会貢献活動の基本理念」を設定し、業界の社会における役割などについて積極的にアピールしながら、「地域建設コンサルタント業界」としての存在感を高める工夫が必要である。

1－3 今後の（社）三重県測量設計業協会の役割

以上に述べてきた事柄は、「三重県測量設計業界の未来構築」に向けて、現在の業界環境を改善するための要点を示したものと言える。この要点を整理すれば次の①. ②. ③のようなことであり、今後、（社）三重県測量設計業協会は、これらの目標達成に真剣に取り組んでいく必要がある。

また、この目標は、同様の状態におかれる全国の地方のコンサルタント業界に向けて、提言としても発信することが出来る。

- ① 地方のコンサルタント業界に「地域版の技術競争制度」を導入しなければ、地方業界の健全な発展につながらない。技術競争の導入は、地方業界の人材確保・育成や、技術レベルの向上につながり、結果的に県内企業の受注拡大（県外支店業者の出番を狭めていく）につながっていく。
- ② 地方での「産・官・学の技術の共有」などを推し進め、技術の「地産地消」活動を展開する。
- ③ 積極的な地域貢献活動を通して、地方測量設計業界の存在の重要性をアピールする活動を継続する。

公共事業の舞台においては、業界の環境が良くならない限り、建設コンサルタント各企業も発展しない。また、上述した業界環境の改善項目は、個々の企業努力で達成できるものではなく、社団法人の県測協組織でないと達成できない。

協会組織は、全員で仲良く共倒れするためにあるのではなく、業界のよりよい環境を創るために存在しており、その責務を背負っている。従って、県測協は会員企業や地域社会に信頼される団体でなければならない。

今、建設関係の業界は生き残りをかけた厳しい競争に晒されている。需要と供給のバランスと言えばそれまでであるが、地方の建設コンサルタントの技術者が必要でなくなると言うことはあり得ない。むしろ、地元の優秀な企業、優秀な技術者がより求められ、選択される時代を迎えていふと考えるのが正解ではないだろうか。

そう言う意味で、各県測協のリーダーには、時代の変化や流れを的確に察知し、目先だけではなく将来を見据えた舵取りが求められる。「地方測量設計業界の未来構築」は、県測協の的確なスタンスと、最高のショットが成功の鍵を握っている。

1－4 公共事業の発注者に向けて

公共事業の発注者責任としてこれまで言わってきたことは、「エンドユーザー（国民）に、トータルコストで良いものを安く提供する」ということである。これは、公共物を「目的・機能」「イニシャルコスト」「ランニングコスト」の総合的観点から眺め、最も良いものを建設するという、「バリューフォーマネー」の考え方である。そして、公共事業のPlan-Do-Checkについては、発注者側に行政力と技術力が常に求められる。

一方、「コスト縮減」については、事業の効率化、新工法の採用と計画・設計の見直し等による具体的な施策を求めており、不当なしわ寄せ防止や歩切りのような手段は、コスト縮減に含んでいないとしている。当然、調査・測量・設計・施工の落札金額を低く抑える事ではない。

また、調査・計画・測量・設計といった公共事業の上流分野は、何十年と使用する公共建設物の値打ちを決定づけるものであり、多様な視点に立った検討が必要とされる。担当する技術者は設計基準や要領等を知っていればいいと言うことではなく、経験や工学的知識、社会・経済的知識、環境への配慮や創造力など、幅の広い見地が求められ、優れた成果を提供するためには、専門技術や知識を吸収する費用と時間が必要である。

このような本来の姿を考えれば、予定価格の70%前後に応札価格が張り付く入札制度、安ければ受注出来るという価格のみの競争制度が、いかに公共事業の発注者責任に背いているかが分かる。ダンピング価格で実施する公共事業は最低の品質を容認していると言われても仕方のことである。また、発注機関の技術担当者は、実はこのことを承知の上で執行している。

建設コンサルタントの歴史は、公共事業が官の直営で実施された時代に、そのアシスタント的存在からスタートしている。つまり、官側技術者の優れた技術力が確保された時代は、公共事業の品質の確保は価格競争制度で担保することが出来た。しかし、発注機関が「つくる立場から買う立場へ」と変化してきた今も、過去と同じ会計法の価格競争制度が残っているところに問題がある。

一方、発注者には、公共事業の発注者責任のほかに、地方の産業の育成・活性化という行政責任的一面があり、この要素が、公共事業には市場競争原理が働かないという側面をつくり出している。「公共事業の品質確保という発注者責任」と「地方企業の育成という行政責任」のバランスは常に発注者の重荷になっているはずである。

言い換えれば、公共事業をつくる立場として、以前のように発注機関の担当者に十分な技術力と業者指導力があれば、価格競争制度で地方企業の育成も成立するかも知れないが、技術力が不足し、買う立場となつた場合、その二つは

成立しないとすることではないだろうか。つまり、技術力を確認して受注者を特定するという入札制度への転換によってこそ、地方企業の育成という行政責任も達成出来るのではないかと言うことである。

前記した「三重県測量設計業界の未来構築に向けて」は、発注機関である官側の理解と協力を無くしてはなし得ない。しかし、地方行政も、地方の基幹産業である建設関連業を育成し、活性化させるという行政責任と公共事業の品質確保の両面の課題があり、それには県内の地元企業に頑張って貰わなくてはならないはずである。入札契約制度の改善はその力ギを握っている。

今後の入札契約制度は、「企業倫理と法令の遵守」「品質の確保」そして「業務遂行に必要な健全な企業経営維持」が成り立つもので、努力する企業が報われる制度でなければならない。そのような改善が地方の活性化につながっていくと思うのである。

国、県、市町の発注機関には、それぞれ性格の違い、異なる事情もあるが、地元コンサルタント企業の健全で明るい未来構築に向けて、暖かい、そして力強いご支援を賜ることをお願いし、期待したい。

第2章 (社)三重県測量設計業協会 技術研修活動の報告

2-1 技術研究会の活動

【建設コンサルタント部会】

実施日時 (場所)	研修テーマ	講師等
第1回 H19. 4. 17 三重県測量設計業会館	○19年度研究会活動概要 ○品質確保法について ○プロポ対策について	倉田部会長 北岡顧問 北岡顧問
第2回 H19. 5. 26 三重県測量設計業会館	○プロポ演習 ○ミス対策事例について	北岡顧問 米森顧問
第3回 H19. 6. 16 三重県総合文化センター	○土砂災害防止法及び土砂災害防止技術について ○土砂災害調査に関する座談会	三重大学：林教授 三重県県土整備部：宮崎総括室長、久世河川砂防室長
第4回 H19. 7. 21 三重県測量設計業会館	○プロポ演習の続き	技術研究会各顧問
第5回 H19. 8. 25 三重県測量設計業会館	○構造物の維持・修繕技術について ○三重県の維持管理について	西田顧問 県土整備部：北尾室長 情報政策室：山口主査
第6回 H19. 9. 29 三重県測量設計業会館	○道路構造令 講習1 ○築堤・護岸と内水対策について	北岡顧問 米森顧問
第7回 H19. 11. 16 宮川森林センター	○宮川災害復旧地区 「現地研修会」	松阪建設事務所企画調整課 災害復旧室

◇研修状況

林教授を囲んでの座談会
「土砂災害に関する調査と
監視・復旧対策技術のあり方について」



司会 勝眞 浩一氏

座談会出席者

(座長) 三重県県土整備部 流域整備分野
総括室長 宮崎純則氏
三重大学教授 林 拙郎氏
三重県県土整備部 河川・砂防室
室長 久世憲志氏
(社) 三重県測量設計業協会 技術研究会会員
米森和美氏・三好忠和氏・鈴木祐市氏



(座長)

三重県県土整備部 流域整備分野
総括室長 宮崎 純則 氏



2—2 地理空間情報研究部会の活動

(1) 第1回定例会及び合同実行委員会の開催

実施日時 (場所)	研修テーマ	講師等
H20.1.26 第1回定例会 三重県測量設計業会館	○研究部会の概要 ○実行委員会の設立 ○電子国土の復習	川口部会長 三浦副部会長 倉田顧問 北岡顧問
H20.2.20 第1回実行委員会 三重県測量設計業会館	○研究部会のテーマについて	川口部会長 三浦副部会長 竹本顧問 谷口実行委員長外7名

(2) 地理空間情報研究部会設立セミナーの開催

◇セミナープログラム H20.2.28 三重県総合文化センター	
13:10～13:15	「開会の挨拶」 (社)三重県測量設計業協会 会長 勝眞 宏
13:15～13:55	「行政の情報化における三重県の取組みについて」 山口成大 氏 三重県情報政策室 主査
14:05～14:45	「測量・G I S行政の方向性」 明野和彦 氏 国土地理院中部地方測量部 部長
14:45～15:45	「測量・G I S技術の展望」 村井俊治 氏 (社)日本測量協会 会長
15:55～16:55	「空間情報時代における 測量技術者の役割とありたい姿」 竹本 孝 氏 (財)日本測量調査技術協会 主任研究員 (研究部会顧問)
16:55～	「閉会の挨拶」 地理空間情報研究部会 部会長 川口清光

◇ 研修状況

『測量・G I S技術の展望』



(社) 日本測量協会

会長 村井俊治 氏



『空間情報時代における測量技術者の役割とありたい姿』



(財) 日本測量調査技術協会主任研究員

(三測協 地理空間情報研究部会 顧問)

竹本 孝 氏



2-3 技術者継続教育(CPD)技術セミナーの開催

◇開催の記録

技術委員会

実施日時・場所	研修テーマ	研修概要
第1回 H19.4.12 pm 1:00~5:00 三重県総合文化センター	空間情報技術と測量設計技術	講師：全測連若木企画部長 中部地方測量部 米渕次長 村岡純生氏 ＊地域情報化と測量技術者について 公共測量作業規定改定について等
第2回 H19.6.6 pm 1:00~5:00 三重県総合文化センター	突然来る地震災害にむけ	講師：新潟測協 茨木会長、中島副部会長、三重県 栢推進監 元長岡地域振興局西片部長 ＊新潟中越地震災害経験に基づく パネルディスカッション
第3回 H19.7.31 pm 1:00~5:00 三重県総合文化センター	新技術・新工法 事例の紹介	講師：各技術協会 ＊S B ウオール工法 透過型スリットダム等の紹介
第4回 H19.9.20 pm 1:00~5:00 三重県総合文化センター	建設事業と自然環境保全)	講師：三重県水質改善室 秋永副室長 環境保全事業団 大矢専門監 元三重大学助教授 木本博士 ＊土壤対策汚染法、自然環境保全対策上の課題、多自然型川づくり等
第5回 H19.11.7 pm 1:00~5:00 三重県総合文化センター	電子国土関連講習会（三測協後援）	講師：三重県政策部、国土地理院中部地方測量部、三重県自治会館組合、 県土整備部 松阪市、鈴鹿市、寺田町 (財) 日本地図センター 奈良大学 碓井教授
第6回 H20.4.11 pm 1:00~5:00 三重県総合文化センター	新技術・新工法事例紹介	講師：各技術協会 ＊マクロネット工法、プレスネット工法、 ジオパネル工法等

◇ 研修状況

中越地震における新潟県測協の対応

(社) 新潟県測量設計業協会 会長 茨木健介氏



パネルディスカッション

「地震災害時における測量設計業界の対応はどうあるべきか」



(コーディネーター) (社) 三測協建コン 部会長
(パネリスト) 左から

三重県県土整備部 施設災害プロジェクト 推進監
前新潟県長岡地域振興局災害復旧部長
(社) 新潟県測量設計業協会 会長
同 協会 災害対策委員会 災害技術部会副部会長
(社) 三重県測量設計業協会 会長

倉田一夫

柘 一史 氏
西片喜章 氏
茨木健介 氏
中島祥治 氏
勝眞宏

あとがき

バブル崩壊後の公共事業の減少、談合問題での長期の指名停止と課徴金・損害賠償請求、そして採算を無視した低価格受注競争と、三重県の測量設計業界は長い間最悪の競争環境下に晒されてきた。解決すべき多くの課題がある中で、最後に、業界の将来展望を整理してみたい

地方のインフラ整備は、「人口の少子化・高齢化」が進む社会情勢下では、大規模事業から生活環境面の整備に方向転換されていくと考えられる。また、公共事業の今後の傾向としては、新規事業から改善・改良、維持管理・修繕等の再構築関連事業への増加が見込まれる。

行政的にも、地方の活性化は重要な課題である。地方化の時代を迎える中で、都市計画や税制面でも地方への権限委譲が進むと想定され、特に、最近話題となっている法人二税収入の低下問題についても、地方の公共事業における県外企業依存は県税の県外流出であり、見直す必要のあるものとなろう。

その時代背景の中で、我々地方の建設コンサルタント業界の地域における「社会的存在価値」を挙げるとすれば、次のようなことが挙げできる。

- ① 地元企業の信頼の下で県内の公共事業関連業が受注できれば、結果として地元企業の活性化、納税流出防止、雇用促進と、地方化へ貢献できる。
- ② 公共施設の維持管理、再構築と言った日常的な調査・管理について、地域の実情に合わせた対応が出来ることで、即時性の高い「安全・安心」にも貢献できる。
- ③ 災害時（地震、水害等）、地元企業は地域性の理解、即時性の活動、長期活動等に対応性が優れている。先の中越、新潟沖地震災害においても、災害後2時間以内に活動できた企業は、全体の80%は地元企業であった。
また、すべての災害復旧活動の60%は地元企業が対応している。

このような点から見て、地方にとって、今後も地元建設コンサルタント企業の存続は必要となるものである。

一方、我々の業界が健全に存続していくためには、「コスト縮減」に対応できる技術力を身につけ、発注者から技術的な信頼を得る必要がある。これには、各企業が切磋琢磨できる技術競争の舞台が必要であり、三重県コンサルタント業界の再生は、技術競争を取り入れた入札制度の下でしか実現できないと言える。また、企業が生き残るために、その技術競争に勝ち抜くことが必要である。

そして、（社）三重県測量設計業協会は、会員企業が生き残るために、「倫理規定」の遵守と「県内発注量の確保」「技術力の向上」に向けての活動に、今後も全力を挙げて取り組む必要があり、今、最も重要な時期を迎えている。

会 員 名 簿

(五十音順)

会 員 名	代表者	所 在 地	電話・F A X
朝 日 測 量 設 計 株	内山勝稔	〒519-3638 尾鷲市新田町5番地27号	0597-22-5361
			23-3221
い と う 測 量 設 計 株	伊藤 守	〒519-5711 南牟婁郡紀宝町井田1781番地3	0735-33-0076
			33-0077
株 栄 和 コンサルタント	久保英紀	〒515-0818 松阪市川井町491-7	0598-22-0811
			22-0813
株 力 ギ テ ッ ク	井上雅博	〒515-0055 松阪市田村町341番地の1	0598-23-1155
			23-1178
加 藤 コンサルタント株	加藤正彦	〒510-0205 鈴鹿市稻生1丁目24-11	059-386-8080
			388-3030
株 共 同 技 術 コンサルタント	柘植満博	〒519-1411 伊賀市樋岡631番地	0595-45-5488
			45-2858
株 コンサルティング中勢	岡山廣市	〒515-0063 松阪市大黒田町878番地2	0598-26-0051
			26-0071
三 幸 コンサルタント株	福山 徹	〒510-0067 四日市市浜田町18番3号	059-353-0177
			353-0182
株 三 洋 開 発	三浦 裕	〒514-0811 津市津興275番地	059-225-3766
			227-6720
三 和 測 量 設 計 株	大藪 修	〒516-0051 伊勢市上地町1355番地	0596-22-0115
			22-0116
株 志 登 茂 コンサルタント	増村一則	〒514-0111 津市一身田平野字護摩田34-1	059-231-6633
			231-1204
株 信 榮 企 画	坂倉利一	〒514-1125 津市久居元町2281番地の1	059-256-5316
			256-1975
株 新 都 市 コンサルタント	川口清光	〒516-0041 伊勢市常磐1丁目3番4号	0596-26-2031
			26-2033
新 三 重 技 術 開 發 株	今井達也	〒514-0823 津市半田1243番地の2	059-227-6718
			225-6154
杉 山 コンサルタント株	杉山信行	〒514-1118 津市久居新町680番地の4	059-255-1500
			256-1313
株 太 紀 企 画	倉前 太	〒519-5206 南牟婁郡御浜町柿原274番地1	05979-3-0203
			3-0204
株 東 海 共 同 測 量 設 計 コンサルタント	河内和江	〒510-1233 三重郡菰野町大字菰野4114-1	059-393-2636
			394-3259
株 東 海 測 量 設 計	村上健一	〒514-0028 津市東丸之内26番12号	059-225-1175
			225-1176
株 東 光 測 量 設 計 事 務 所	中川政郎	〒514-0811 津市阿漕町津興280番地の8	059-227-1588
			227-1254

会 員 名	代表者	所 在 地	電話・FAX
株ナガサクコンサルタント	塙道利行	〒515-0043 松阪市下村町2345番地の2	0598-28-5533
			28-5534
南 海 力 ツ マ 株	勝眞浩一	〒514-0008 津市上浜町5丁目64番地6	059-226-4854
			226-9653
(有) 平 井 測 量	平井宗太郎	〒513-0827 鈴鹿市大池1丁目3番13号	059-379-2313
			370-0319
株 福 田 測 量 社	福田幸則	〒514-0821 津市垂水880番地	059-228-1029
			226-1827
丸 栄 調 査 設 計 株	川口勝男	〒515-0812 松阪市船江町1528-2	0598-51-3786
			51-9157
株三重新成コンサルタント	森田正孝	〒515-3133 津市白山町南家城623番地の1	059-262-2038
			262-5305
三 重 測 量 設 計 株	鹿野 徹	〒510-0017 四日市市羽津町13番17号	059-331-7660
			332-6677
株三重大中央コンサルタント	笹村峰司	〒514-0051 津市納所町122	059-227-5561
			225-8922
株三重補償鑑定システム	森 泰延	〒514-0001 津市江戸橋二丁目59番地の30	059-231-7308
			231-7309
山 岡 測 量 設 計 株	松山 悟	〒518-0828 伊賀市平野中川原587-1	0595-21-9357
			21-4027
株和合コンサルタント	黒瀬光義	〒515-2323 松阪市嬉野権現前町394番地の1	0598-42-4737
			42-4757
株 若 鈴	倉田一夫	〒514-0006 津市広明町345番地の1	059-226-4101
			224-4720

平成20年4月発行
発行者 社団 法人 **三重県測量設計業協会**
責任者 会長 勝 真 宏
津市栗真中山字小八丁子158番地の1
TEL (059) 232-1672 (代)
FAX (059) 232-1673
メールアドレス sansoku@chive.ocn.ne.jp
